

平成26年3月遠野市議会定例会会議録（第5号）

平成26年3月14日（金曜日）

議事日程 第5号

平成26年3月14日（金曜日）午後2時開議

- 第1 議案第12号 遠野市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 第2 議案第13号 遠野市防災基本条例の制定について
- 第3 議案第14号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第4 議案第15号 遠野市営駐車場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第16号 遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第17号 遠野市事業所設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第18号 遠野市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第19号 遠野市高齢者等在宅福祉条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議について
- 第10 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第11 議案第22号 市道路線の廃止について
- 第12 議案第23号 市道路線の認定について
- 第13 議案第24号 市道路線の変更について
- 第14 議案第25号 平成26年度遠野市一般会計予算
- 第15 議案第26号 平成26年度遠野市国民健康保険特別会計予算
- 第16 議案第27号 平成26年度遠野市後期高齢者医療特別会計予算

- 第17 議案第28号 平成26年度遠野市介護保険特別会計予算
- 第18 議案第29号 平成26年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 第19 議案第30号 平成26年度遠野市農業集落排水事業特別会計予算
- 第20 議案第31号 平成26年度遠野市下水道事業会計予算
- 第21 議案第32号 平成26年度遠野市水道事業会計予算
- 第22 請願第1号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願について
- 第23 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第24 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第25 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 第27 議案第34号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第28 議案第35号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第29 議案第36号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第30 議案第37号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第31 議員定数・報酬調査特別委員会の報告について
- 第32 発議案第1号 遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 発議案第2号 道路・橋梁の維持修繕に係る財源等の助成を求める意見書の提出について
- 第34 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 1 日程第1 議案第12号遠野市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてから、
日程第21 議案第32号平成26年度遠野市水道事業会計予算まで。
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 2 日程第22 請願第1号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 3 日程第23 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 4 日程第24 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 5 日程第25 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 6 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 7 日程第27 議案第34号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてから、
日程第30 議案第37号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまで。
(提案理由の説明、採決)
- 8 日程第31 議員定数・報酬調査特別委員会の報告について
- 9 日程第32 発議案第1号遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてから、
日程第33 発議案第2号道路・橋梁の維持修繕に係る財源等の助成を求める意見書の提出についてまで。
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 10 日程第34 議員の派遣について
- 11 閉 会

出席議員 (20名)

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 萩 | 野 | 幸 | 弘 | 君 |
| 2 | 番 | 瀧 | 本 | 孝 | 一 | 君 |
| 3 | 番 | 多 | 田 | | 勉 | 君 |

- | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 番 | 菊 | 池 | 由 | 紀 | 夫 | 君 | |
| 5 | 番 | 佐 | 々 | 木 | 大 | 三 | 郎 | 君 |
| 6 | 番 | 菊 | 池 | 巳 | 喜 | 男 | 君 | |
| 7 | 番 | 照 | 井 | 文 | 雄 | | 君 | |
| 8 | 番 | 荒 | 川 | 栄 | 悦 | | 君 | |
| 9 | 番 | 菊 | 池 | | 充 | | 君 | |
| 10 | 番 | 瀧 | 澤 | 征 | 幸 | | 君 | |
| 11 | 番 | 小 | 松 | 大 | 成 | | 君 | |
| 12 | 番 | 織 | 笠 | 孝 | 之 | | 君 | |
| 13 | 番 | 菊 | 池 | 邦 | 夫 | | 君 | |
| 14 | 番 | 菊 | 池 | 民 | 彌 | | 君 | |
| 15 | 番 | 佐 | 々 | 木 | | | 君 | |
| 16 | 番 | 多 | 田 | 誠 | 一 | | 君 | |
| 17 | 番 | 安 | 部 | 重 | 幸 | | 君 | |
| 18 | 番 | 石 | 橋 | 達 | 八 | | 君 | |
| 19 | 番 | 浅 | 沼 | 幸 | 雄 | | 君 | |
| 20 | 番 | 新 | 田 | 勝 | 見 | | 君 | |

欠席議員

なし

事務局職員出席者

- | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 奥 | 瀬 | 好 | 宏 | 君 |
| 次 | | | 長 | 伊 | 藤 | | 慎 | 君 |
| 主 | | | 査 | 及 | 川 | 憲 | 司 | 君 |

説明のため出席した者

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 本 | 田 | 敏 | 秋 | 君 | | | | | | | | |
| 副 | 市 | 長 | 菊 | 池 | 孝 | 二 | 君 | | | | | | | |
| 経 | 営 | 企 | 画 | 部 | 長 | 菊 | 池 | 文 | 正 | 君 | | | | |
| 経 | 営 | 企 | 画 | 部 | 長 | 兼 | ま | ち | づ | り | 再 | 生 | 担 | 当 |
| 部 | 長 | 兼 | 本 | 庁 | 舎 | 整 | 備 | 準 | 備 | 室 | 長 | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 兼 | 総 | 務 | 課 | 長 | 兼 | | | | | |
| 選 | 挙 | 管 | 理 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | | | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 部 | 長 | 兼 | 健 | 康 | 福 | 祉 | の | 里 | 所 | 長 |
| 兼 | 地 | 域 | 包 | 括 | 支 | 援 | セ | ン | タ | ー | 所 | 長 | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 部 | 保 | 健 | 医 | 療 | 担 | 当 | 部 | 長 | | |
| 産 | 業 | 振 | 興 | 部 | 長 | 兼 | | | | | | | | |
| SL | 停 | 車 | 場 | プ | ロ | ジ | ェ | ク | ト | 推 | 進 | 室 | 長 | |
| 農 | 林 | 畜 | 産 | 部 | 長 | 大 | 里 | 政 | 純 | 君 | | | | |
| 環 | 境 | 整 | 備 | 部 | 長 | 遊 | 田 | 啓 | 悦 | 君 | | | | |
| 遠 | 野 | 文 | 化 | 研 | 究 | セ | ン | タ | ー | 部 | 長 | 兼 | | |
| 図 | 書 | 館 | 長 | 兼 | 博 | 物 | 館 | 長 | 兼 | 文 | 化 | 課 | 長 | |
| 市 | 民 | セ | ン | タ | ー | 所 | 長 | 古 | 川 | 憲 | 君 | | | |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 兼 | 子 | 育 | セ | ン | タ | ー | 所 | 長 | | |
| 兼 | 総 | 合 | 食 | 育 | セ | ン | タ | ー | 所 | 長 | | | | |
| 菊 | 池 | | | 幸 | 市 | 君 | | | | | | | | |

宮守総合支所長 多 田 博 子 君
消 防 長 谷 地 孝 敏 君
教育委員会委員長 中 浜 艶 子 君
教 育 長 藤 澤 俊 明 君
選挙管理委員長 藤 村 正 子 君
代表監査委員 佐 藤 サヨ子 君
農業委員会会長 北 湯 口 進 君

午後 2 時00分 開議

○議長（新田勝見君） 御苦労さまです。これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（新田勝見君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

予算等審査特別委員長から委員会審査報告書が、教育民生常任委員長から請願審査報告書が、議員定数・報酬調査特別委員長から委員会報告書がそれぞれ提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の委員会の継続調査申出書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、発議案 2 件が提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたら御了承願います。

次に、議員の派遣についての資料をお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第12号遠野市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてから、

日程第21 議案第32号平成26年度遠野市水道事業会計予算まで。

○議長（新田勝見君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1、議案第12号遠野市消防長及び消防

署長の資格を定める条例の制定についてから、日程第21、議案第32号平成26年度遠野市水道事業会計予算までの21件を一括議題といたします。

各案件に対し、委員長の報告を求めます。菊池予算等審査特別委員長。

〔予算等審査特別委員長菊池民彌君登壇〕

○予算等審査特別委員長（菊池民彌君） 命によりまして、平成26年 3 月遠野市議会定例会の予算等審査特別委員長としての報告をいたします。

本委員会に付託された案件中 3 月 7 日及び 3 月 10 日から 13 日までの 5 日間で審査いたしました議案第12号から、議案第32号までの21件について審査の経過と結果について報告いたします。

審査の中で議案第12号遠野市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、行政職の職員が消防長に任命されていることについてなど、議案第13号遠野市防災基本条例の制定については、自主防災組織への支援について、観光客等に係る規定について条例の周知について他自治体との水平連携に向けた働きかけについてなど、議案第14号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、消費税増税に伴う手数料等の改正への市としての考えについてなど、議案第17号遠野市事業所設置奨励条例の一部を改正する条例の制定については、条例改正による企業誘致の見通しについてなど、議案第19号遠野市高齢者等在宅福祉条例の一部を改正する条例の制定については、手数料の値上げによる利用者への影響についてなど、議案第22号市道路線の廃止については、南部神社線の廃止の理由について、議案第24号市道路線の変更については、遠野駅前西線の変更理由について、議案第25号平成26年度遠野市一般会計予算では、歳入においては、1 款市税では、コンビニ収納に向けた取り組みについてなど、9 款地方交付税では地方交付税の交付の見通しについてなど、12款使用料及び手数料では、食育センターの施設の利用促進について、狂犬病予防注射の実施率についてなど、19款諸収入では

資金等の運用基準について、歳出においては2款総務費では、職員管理について、地区センター及び地域活動専門員について、防犯灯のLED化に対する支援について、エネルギービジョンの策定についてなど、3款民生費では、福祉関係の人材育成について、人に優しい住まいづくり推進事業について、老人クラブ育成に向けた支援について、DV等の相談体制の構築についてなど、4款衛生費では、公共施設が少ない周辺地区へのAEDの配備について、ICT健康づくり事業の普及について、健診受診者の拡大に向けた取り組みについて、不妊治療への支援についてなど、5款労働費では、結婚相談のあり方について、若者が地元に残るための雇用対策についてなど、6款農林水産業費では、牧草地及び原木しいたけホダ場の除染について、広域でのシカ対策について、農地中間管理機構への対応について、有機栽培稲作の推進について、6次産業推進のための取り組みについて、キャトルセンターの運営について、土地改良区の統合に向けた状況について、日本型直接支払制度について、ヤマメの養殖に対する支援についてなど、7款商工費では、企業誘致の推進について、遠野まちなか再生事業及び宮守まちなか再生事業について、登山道の整備について、SLの本格運行に対する対応について、空き家バンクについてなど、8款土木費では、東北横断道工事により傷んだ市道の復旧について、東北横断道に係る流末処理について、市営住宅でペットが飼われていることへの対応についてなど、9款消防費では、消防団員の報酬について、消防操法全国大会出場に向けた予算計上について、防災行政無線の難聴地域の解消についてなど、10款教育費では、学力向上対策事業について、生徒送迎バスの安全運行のための取り組みについて、学校の環境整備に向けた意見聴取について、遠野「語り部」1000人プロジェクトの認定者数の増に向けた取り組みについて、赤羽根スキー場の管理運営についてなど、総括質疑では、農地・水保全管理支払交付金を活用した環境保全に向けた取り組みについて、議案第26

号平成26年度遠野市国民健康保険特別会計予算では、国保税の増額の要因について、高額療養費申請手続の負担軽減についてなど、議案第28号平成26年遠野市介護保険特別会計予算では、介護保険料の徴収方法による社会保険料控除の取り扱いについて、介護予防住宅改修費の減額の要因及び事業の周知について、介護事業に係る人材の育成・確保についてなど、議案第29号平成26年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計予算では、新しいインターネット事業者の参入による遠野テレビへの影響について、遠野テレビのサービスの向上についてなど、議案第30号平成26年度遠野市農業集落排水事業特別会計予算では、電波利用料について、議案第32号平成26年度遠野市水道事業会計予算では、ゲリラ豪雨による土砂除去への対応についてなど、活発な質疑が交わされました。審査の結果、議案第14号及び議案第22号の2件については、多数を持って、議案第12号、議案第13号、議案第15号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第32号までの19件は、全員の賛成をもって、原案のとおり可決されました。本委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、概要の報告にとどめ、審査の詳細については、省略させていただきます。以上、委員各位の御協力に感謝申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（新田勝見君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。11番小松大成君。

〔11番小松大成君登壇〕

○11番（小松大成君） 議案第14号消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例に反対の立場から討論を行います。

今般の条例改正は、4月実施の消費税8%への増税に伴う公共料金値上げに伴う、各種手数料、利用料の値上げ案件です。

この条例の一部改正案にあります、低所得者と中小企業ほど取得に占める税負担率の高い

消費税は、経済を減速化させ格差社会を助長するとの我が日本共産党の主張は、消費税導入25年目の今日、労働法制の解約と相まって現実のものとなってしまいました。

私は消費税導入反対の戦いをはじめとし、3%から5%への引き上げ反対など、一貫して消費税に反対してきた者として、今般の消費税率改定に伴う公共料金の値上げ条例案には賛同できません。

政府は4月から消費税8%へと増税を決めましたが、国の税収見込みは6兆円ですが、国は消費税増税で景気が悪くなるからとして、法人税減税や投資減税に加え、これまで以上に国債を発行し公共事業をやるとし5.5兆円の経済対策を補正いたしました。

政府自身消費税増税が景気に悪影響を及ぼすことを百も承知なのです。何のことはなく、政府は消費税を全額価格に転嫁できる増税の影響の少ない企業というよりも、輸出戻し税などの税制により、むしろ増税で利益さえも享受できるトップ企業団体である経団連の言うがままに、実施しようとしていることです。この事実だけでも、消費税増税の口実は破綻しています。

遠野市は今回の条例改正において、市民負担を軽減するといった趣旨から消費税増税を画一的に公共料金に上乘せするとはせず、重点施策に配慮し、保育料、学校給食費、水道料金基本料、ケーブルテレビ利用料などの料金据え置きなどの政策は敬意を表し、評価いたします。

しかし、もともと消費税法60条6項の規定で、消費税の納付義務がないと思われる公共料金までも値上げとなっており、便乗値上げのそしりを免れません。

私は、我が党が消費税反対の根拠とした日本経済を減速化させ、格差社会を助長し貧富の格差を広げるとして反対してきた政府の消費税増税に反対してきた者として、消費税増税に関連した本条例案には反対せざるを得ません。ただし、本来であれば、反対した条例に係る予算にも反対するというのが常道ですが、消費税の性格からして、本予算のみならず、特別会計の多

く、さらには、今後提案されるであろう補正予算などにも、反対し続けなければならないといったジレンマに陥ってしまいます。

私の意図するところは、あくまでも国の消費税増税反対であり、市民生活に直結する本予算及び特別会計に関しては、渡してはかんは見当たらぬ反対するものではありません。

以上、議案第14号に対する反対討論といたします。御静聴ありがとうございました。

○議長（新田勝見君） 賛成討論ありませんか。10番瀧澤征幸君。

〔10番瀧澤征幸君登壇〕

○10番（瀧澤征幸君） 私は賛成の立場で討論いたしたいと思います。

この消費税の問題は、特に14号の案件につきましては、消費税法に係っての、やむを得ぬ増税ということで、手数料等の改定を図るというものでありまして、消費税そのものについての議論は、この議案にはふさわしくないのではないかなと思いますし、まして、法で定まっていることを今さらこの段階で、反対するということになる、これをやはり秩序が保たれないということになるかと思えます。

したがって私は、この議案は議案のとおり理解していただいて、やはり消費税のためにやむを得ず上げざるを得ないという、この議案に対して、やはり賛成していきたいと思えます。

以上です。

○議長（新田勝見君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第14号及び議案第22号については、分離して採決いたします。

議案第14号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第14号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立多数であります。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号市道路線の廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第22号市道路線の廃止について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立多数であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、議案第13号、議案第15号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第32号までの19件を一括採決いたします。各案件委員長報告は可決であります。各案件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第12号、議案第13号、議案第15号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第32号までの19件については、委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第22 請願第1号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第22、請願第1号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願についてを議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。菊池教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長菊池巳喜男君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池巳喜男君） 去る、2月28日に開会された、平成26年3月遠野市議会定例会において、教育民生常任委員会に付託され継続審査となっております、請願第1号

岩手県医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願についての審査結果を報告いたします。

3月4日、当常任委員会を開催し、審査をいたしました。その結果、本請願に対する他市町村においての動向と本制度の実態調査が必要であることから、当委員会として多数をもって不採択と決定したところであります。

以上であります。

○議長（新田勝見君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。9番菊池充君。

〔9番菊池充君登壇〕

○9番（菊池充君） 私は、本請願に賛成する討論を行います。

本件の医療費助成制度の給付方法は、償還払いとなっております。制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口でいったん、法定の2ないし3割の負担をし、負担上限を超えた部分が後日払い戻しされるという状況になってございます。

一方の給付方法であります、現物給付につきましては、現在、全国では8割以上の38都府県で導入されております。東北では、本県以外の全ての県が導入してございます。

県内にあっては、13の市町村で本請願を採択し意見書を提出している状況にございます。この制度の導入によって、患者にとっての受けるメリットは負担上限額の医療費を要し、それ以外の支払いが不用になるということでございます。

そのためには、安心して受診でき、疾病の早期発見、早期治療につながるということができるといってございます。

また、昨日の国保会計特別会計の国保会計で高額療養費の支払いの関係についても、議論をしましたが、その際に、問題になった償還の関係につきましても、本制度を導入した場合には、

必要な医療費助成給付申請書の手続が不用になるということでありませぬ。

いわゆる受給者、患者さん方に対して、そういう程度が必用がなくなるという利便性が出てくるわけでございませぬ。遠野市にあっても、さきの施政方針演述でも特に緊急的優先課題のひとつである、子育てするなら遠野を大きく押し上げてございませぬ。その政策を進めるためには、本制度は重要な制度であるというふうに理解をしているものでございませぬ。

よって、以上の理由から賛成するものであります。議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（新田勝見君） 反対討論ありませんか。10番瀧澤征幸君。

〔10番瀧澤征幸君登壇〕

○10番（瀧澤征幸君） 私は、この請願について、不採択になったことについて若干説明を加えながら、皆さんから御理解を得たいと思ひます。

かつては、岩手県でも現物給付ということをやってきた経緯があるそうございませぬが、それがもとに戻ったと、それは、さまざま理由があるだろうと思ひます。よく言われることは、今、セカンドオピニオンという言葉で、よくテレビでも聞かれると思ひますが、病院を転院するというふうなこと。最近では、それがかなり社会的にも認められている時代ではありますけれども、しかし、実際は、この転院をどんどんやっていると、いわゆる医療費がかさんでいくといったようなことがあって、現状に戻ったのではないかなというふうなことを推測しております。

また、今、現物支給になりますと、国のペナルティーがあるということなわけですね。しかし、我々には、そのペナルティーの内容たるものが、具体的にどういうふうに、どういう金額で課せられるものか正直なところわかりませぬ。

それから、実際に現物給付に直すためには、市の事務処理システム、そういったようなものをお金をかけて直さなければならない。我々、

遠野市のような財政力のない自治体にとっては、そういった資金も非常に苦しい中から捻出せざるを得ないというふうなことなど考えますと、なぜ、岩手県の各自治体が、その現物給付に向かっているのか。それを、私たちは、日本全国でそういうふうに、30幾つもの自治体がそうなっていると、仮にそういったとしても、あるいは、東北で岩手県だけ取り残されたとしても、なぜ、そうなっているのかということ、きちっと究明しなければならないと思ひます。

つまり、この請願について反対というよりも、むしろ我々、それから事務レベル当局と本当にお互いに勉強してどういうふうな内容なのかということ、例えば、市政調査会とか、あるいは議員全員協議会とか、あるいは常任委員会の中でもっと詰めていってからでないと、どうしても私たちは、これを現実のものにはしていきことはできないのじゃないか。

つまり、県内のほとんどの自治体が足並みを揃えない限り、幾らこれ賛成だつて出しても、これ絶対進まないと思ひわけですよ。毎年のように出ている、この請願ですから。ですから、今回は、そういう意味で継続というふうなことで考えましたけれども、これは継続できないということから、こういう不採択になったということなのですが、これからは私たちは、この問題について真摯に向かい合つて、学び合つて本当に現物給付が正しいものかどうか、ということを検証する中でそういった方向を定めていくべきが正しいのだろうということから、今回、不採択になったものと私は理解しておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（新田勝見君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。請願第1号岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願に対する委員長報告は不採択であります。よって、請願についてを採決いたします。

本請願に採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

日程第23 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第23、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第24 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第24、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第25 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第25、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第26、議会運営委員会からの閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第27 議案第34号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてから、

日程第30 議案第37号人権擁護委員の候

補者の推薦につき意見を求めることについてまで。

○議長（新田勝見君） 次に、日程第27、議案第34号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてから議案第37号人権擁護委員の候補者につき意見を求めることについてまでの4件を一括議題といたします。

本案についての提出者の説明を求めます。菊池副市長。

〔副市長菊池孝二君登壇〕

○副市長（菊池孝二君） 命によりまして、平成26年3月遠野市議会定例会に追加提案する議案の説明をいたします。

議案第34号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、佐野美千代委員の任期が平成26年6月30日で満了となることから、同氏を再び推薦しようとするものであります。

住所、遠野市上郷町細越28地割12番地、氏名、佐野美千代。生年月日、昭和23年12月6日。

次に、議案第35号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、中浜清輝委員の任期が平成26年6月30日で満了となることから、同氏を再び推薦しようとするものであります。

住所、遠野市上郷町板沢14地割36番地6、氏名、中浜清輝。生年月日、昭和23年12月1日。

次に、議案第36号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、荒田美知子委員の任期が平成26年6月30日で満了となることから、同氏を再び推薦しようとするものであります。

住所、遠野市東館町6番11号、氏名、荒田美知子。生年月日、昭和23年12月11日。

次に、議案第37号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、新たに次の者を人権擁護委員の候補者として推薦しようとするものであります。

住所、遠野市松崎町白岩17地割71番の6、氏名、畠山信秀。生年月日、昭和24年10月20日。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議

賜りますようお願いをいたします。

○議長（新田勝見君） お諮りいたします。ただいま議題となっております。議案第34号から議案第37号までの4件については人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、議事の順序を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。

これより各案件を1件ごとに採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第35号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第36号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第37号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第31 議員定数・報酬調査委員会の報告について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第31、議員定数・報酬調査特別委員会の報告についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。浅沼議員定数・報酬調査特別委員長。

〔議員定数・報酬調査特別委員長浅沼幸雄君登壇〕

○議員定数・報酬調査特別委員長（浅沼幸雄君） 議員定数・報酬調査検討特別委員会の報告をいたします。

1、経過について。

平成25年9月20日議員6名で構成される議員定数・報酬調査検討特別委員会が設置され、委員長に不肖私が、副委員長に石橋達八君が選出されました。

これまで、特別委員会を7回開催し、特別委員会の進め方、市民と議会との秋の懇談会における、議員定数及び議員報酬に係る市民からの意見聴取、各会派での意見集約、議員定数及び議員報酬のあり方、特別委員会の最終報告のまとめ等について、協議を重ねてまいりました。

平成25年11月19日から21日までの3日間にわたり、市内9会場で開催されました、市民と議会との秋の懇談会では、議員各位の協力のもと、議員定数及び議員報酬に対する市民の貴重な御意見を聴取していただきました。

当特別委員会では、秋の懇談会で出された市民からの意見については、議員定数・議員報酬ともに、おおむね現状維持と総括いたしました。懇談会以外の場で一部から議員報酬を日当制にしてはどうかという声もありました。また、平成25年12月20日に開催した、第5回特別委員会における各会派での議員定数及び議員報酬に

対する意見を確認いたしました。各会派で意見が異なっていたほか、意見が統一されていない会派も見受けられたことから、当特別委員会としては、全議員と意見交換をする場を設けるべきとの見解にいたりました。

それを受けて、平成26年1月14日に開催された議員全員協議会において、第5回特別委員会までに協議した事項等について中間報告をし、あわせて議員定数、議員報酬、議会に求められるものの3項目について、出席議員から意見を聴取しました。第6回及び第7回特別委員会では、議員全員協議可決で聴取した意見をもとに協議し、当特別委員会の意見として次のとおり、議員定数、議員報酬、議会に求められるものを取りまとめました。

2、議員定数について。

議員定数は、現行の20人から2人減じ、18人とする。二元代表制のもと、執行機関と議会は独立対等の関係に立ち、相互に慎重関係を保ちながら協力して、自治体運営当たる責任を有しています。その中で、議会は地方自治体の基本事項を決定する団体意思の決定機能と、執行機関を監視、評価する機能を持っています。

議会は、審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程において意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意、形成し政策を決定することが求められています。それには住民から、多様な意見を酌み取ることのできる体制が必要であり、その意味では議員の定数が多い方が住民の多様な意見が行政に届きやすく、若い世代や女性など、さまざまな分野からの議員も出てきやすいと思われれます。

しかし、一方では、本市の人口は3万人を切っており、また今後、庁舎建設等大型事業も予定され、財政的にも厳しい状況になることが見込まれます。市民と議会との秋の懇談会では、参加いただいた市民の皆様から議員定数についておおむね現状維持でよいとの意見を頂戴しましたが、当市のおかれた現状を鑑みたときに、定数削減もやむなしという意見の議員が多くを占めました。そのような状況も踏まえ、当特別

委員会としては、例え議員定数が減となっても、議会改革の取り組みを今後も引き続き推進し、より多くの住民の意見をくみ取るよう努力することで、議会が果たすべき責務を全うすることができると考え、議員定数を現行の20人から2人から2人減の18人とすることと判断したものであります。

3、議員報酬について。

議員報酬は現状維持とする。地方分権や議会改革の流れの中で議員活動も多様化し、議員の負担は増しており、日常生活の大きな部分を占めているのが実態であります。従来は議員報酬は生活給ではないとされてきましたが、生活給となっているのが現実であります。

会社員など時間的、組織的に制約のある職業に就いている人が議員となった場合、引き続き、そのようにありながら、議員活動に取り組むことは難しく、若い世代など分野から議員が出てくるためには、生活が保障されることが必須であり、それには議員報酬の増額が望ましいと考えます。

しかし、本市の財政的状況を鑑みたとき、報酬の増額は難しいことから、議員報酬については、現状維持と判断したものです。

4、これからの議会に求められるもの。

平成24年6月の遠野市議会基本条例の制定以来、市民との懇談会など市民の意見を酌み取る取り組みや、一般質問の一問一答方式の導入など市民にわかりやすい議会を目指す取り組みなど、議会改革に取り組んできています。

しかし、当特別委員会が議員定数及び議員報酬について、調査、検討していく中、現在の遠野市議会における課題が明らかになってきました。やるべきこと、やろうとすることをやれる議会、そして、多様な住民意見を酌み取ることのできる議会として、次の事項へのより一層の取り組みが必要と考えます。

(1) 若い世代や女性が議員に立候補しやすい環境づくり。

(2) 住民の多様な意見を酌み取り、議論していく中から政策提言していくこと。

(3) 議会や議員の活動が住民に適正に評価されるための情報発信。

(4) 遠野市議会基本条例に基づき、さらなる議会改革に取り組むこと。

以上の課題を提起し、最終報告といたします。御静聴ありがとうございました。

○議長（新田勝見君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第32 発議案第1号遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第32、発議案第1号遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。浅沼議員定数・報酬調査特別委員長。

〔議員定数・報酬調査特別委員長浅沼幸雄君登壇〕

○議員定数・報酬調査特別委員長（浅沼幸雄君） 発議第1号遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

提案理由ですが、議員定数及び議員報酬のあり方について、議員定数・報酬調査検討特別委員会で協議した結果、先ほどの委員会報告のとおり議員定数を現行の20人から18人に変更しようとするものです。

なお、本改正による議員定数は本条例の施行日以降、はじめてその期日を告示される一般選挙から適用されるものです。

以上で提案説明といたします。議員各位の御賛同賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新田勝見君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑

を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。9番菊池充君。

〔9番菊池充君登壇〕

○9番（菊池充君） 私は、本条例の制定について反対討論を行います。

私たちは、昨年秋の市民との懇談会において、市内9会場で議員定数・報酬のあり方についても大きな議題として懇談会を実施してまいりました。

これは、議員定数報酬の削減を前提とするものではなくて、現状についての伺ってきたというふうに私は理解をしてきたところでございます。

結果として35件の意見、提言がありました。削減すべきと明確に述べられた方は、まず、ほとんどないというふうに私は理解をしてきたところでございます。現状維持という部分が大半の意見であったというふうに理解をしてございます。

私は、やはり、市民の声を尊重すべきであろうと、でなければ、なぜ、この大きな問題を、この懇談会の大きなテーマとしてきたのか、私は理解に苦しむからであります。

ただ、この削減という部分についての先ほどの委員長報告にあつては、いわゆる人口の減少、それから今後、予定される大型事業による財政の厳しさという部分からというふうな報告がございました。

しかし、このことは、今後4年新たな改選後の4年においても、改善をされると、減少傾向に歯止めがかかる財政計画がいわゆる好転するというような状況には、私はないというふうに

理解をするものであります。そうしますと、この理由を持って、前回は2名減として20名と、今回も改選期で2名減の18名と。

そうすれば、4年後もこのようなことを理由にするとすれば、さらに、減を求めていくということになるというような内容に私は理解したものでございます。

よって、多くの多様な市民は一人でも多く立候補し、多くの議員が活動しやすい環境を私は維持すべきであると考えたものであります。

よって、本条例の一部改正する条例の制定については反対をするものであります。

以上であります。

○議長（新田勝見君） 賛成討論ありませんか。8番荒川栄悦君。

〔8番荒川栄悦君登壇〕

○8番（荒川栄悦君） 私はこれを賛成の立場で討論いたします。

今、問題になった経済の問題とか、改善されないという捉え方もあるのでしょうか、改善する努力をしなければいけない。また、そういった負担を考えた上で、およそ私ども議員の大多数は、そういうところを踏まえて賛成したものと私は理解します。と同時に、議会改革、やはり、その基本条例が我々でつくった、そういった中で改革も進めていかなければいけない。基本条例の中に報酬定数の検討は常に重ねていく、これは、毎年減らしていくというそういうものでもないはずだし、その都度検討して、みんな決めていく。

ここが、一番大事なところであり、そして、いろんな多様な意見、もっと減らしていくと私も危惧するのは、多様な意見が出にくくなるという限度はどこかにあるのだらうとは思いますが。だけでも、これさえも、例えば、今、この春と秋の懇談会を開催していますし、さらにおよそ委員会であれ、市政調査会であれ、どんどん市民の間に出て行こうと。そういった中で、市民の意見を聞いていく、それを政策に反映する。そういう仕事が私たちの仕事である。私はそう思います。

やはり、こういったことを踏まえれば、当局にもっとより良い政策を提言していただき、我々もそれを吟味し、さらに我々は、当局よりもいい政策を提言していると、そういった仕組みにならなければいけないと思います。

それは、2人を減らしたからだめになると、そういうことでもないと思うし、ますます議会が活発化するその部分を期待して、私はこの2名減に賛成するものでございます。

○議長（新田勝見君） 反対討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立多数であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第33 発議案第2号道路・橋梁の維持修繕に係る財源等の助成を求める意見書の提出について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第33、発議案第2号道路・橋梁の維持修繕に係る財源等の助成を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。多田産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長多田誠一君登壇〕

○産業建設常任委員長（多田誠一君） 発議案第2号道路・橋梁の維持修繕に係る財源等の助成を求める意見書の提出について、提案理由を説明いたします。

この意見書は、産業建設常任委員会で協議した結果、提出するものであります。

国では、道路・橋梁等の管理について5年に1回の頻度で点検を行うことを基本とする、維持管理を義務づけるよう道路法施行令を改正し、本年7月から施行することとしています。

一方、本市が管理する道路及び橋梁は老朽化

が進行していますが、財源不足や技術者不足のため、維持管理が困難な状況にあります。よって、このような現状を踏まえ、国に対し道路維持管理に向けた確実な財源の確保や、技術者の育成、技術支援を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣並びに内閣官房長官に提出するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（新田勝見君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第2号
道路・橋梁の維持修繕に係る財源等の助成を求める意見書の提出について
遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月14日

遠野市議会議長 新田勝見様
提出者 産業建設常任委員会
委員長 多田誠一

道路・橋梁の維持修繕に係る財源等の助成を求める意見書
市民生活の安全・安心の確保には、社会的インフラである道路・橋梁の健全な維持管理が重

要であるが、市町村が管理する道路・橋梁は老朽化が甚だしく、老朽化の進行度は加速度的に早まっていくことは明白である。

また、地方財政においては社会保障関係費などの増加や地方税収の低迷等で厳しい状況下であり、道路を適切に維持管理するにもその財源捻出が困難である。加えて、自治体職員の縮減によりこの分野の技術職員が不足となっており、道路維持管理技術者の継承が不可能となっている。

国では、道路インフラの老朽化対策として道路管理者の義務の明確化を図り、責任を持って道路構造物の安全を確保させることとしており、橋梁等は法令に基づいた基準で点検・診断を行い、その結果により計画的な修繕等を実施するものとしている。

このような状況にあって、基礎自治体である市が行う道路インフラの維持管理には不届きと限界があることから、恒久的・安全的な財源確保や維持管理業務における技術者の育成及び国・県等からの技術支援を講ずることが急務である。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

市民生活の安全・安心のためには、社会的インフラである道路の機能保全が必要であるが、道路供用後に行うメンテナンスについては、市の財源不足やこの分野に関わる技術者が不足しているため、実施が困難である。

次世代に向けて、良質の社会インフラを引き継ぐことが世代間の負担の平準化にもなることから、道路管理者が行う道路メンテナンスへの予算確保及びこれら分野の人材育成に向けた制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月14日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見
提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 新藤 義孝 様
国土交通大臣 太田 昭宏 様
内閣官房長官 菅 義偉 様

日程第34 議員の派遣について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第34、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しております資料のとおり、平成26年度岩手県市議会議長会第1回定期総会のため議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、平成26年度岩手県市議会議長会第1回定期総会に議員を派遣することに決しました。

閉 会

○議長（新田勝見君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、一言申し上げます。

本年度をもって退職されます職員の方々には、これまで長い間遠野市発展のため、何かと御活躍を賜りまことにありがとうございます。この場をお借りし、心から感謝の意を表します。

これにて本日の会議を閉じ、平成26年3月遠野市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時01分 閉会